

由布市告示第61号

平成23年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月17日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成23年5月24日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
太田 正美君	佐藤 正君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	工藤 安雄君
生野 征平君	佐藤 人已君
淵野けさ子君	

○応招しなかった議員

なし

平成23年 第1回（臨時）由 布 市 議 会 会 議 録（第1日）

平成23年 5月24日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成23年 5月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第53号 平成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第53号 平成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について
-

出席議員（21名）

1 番 鷺野 弘一君

2 番 廣末 英徳君

3 番 甲斐 裕一君

4 番 長谷川建策君

5 番	二ノ宮健治君	6 番	小林華弥子君
7 番	高橋 義孝君	8 番	新井 一徳君
9 番	佐藤 郁夫君	10 番	佐藤 友信君
11 番	溝口 泰章君	12 番	西郡 均君
13 番	太田 正美君	14 番	佐藤 正君
15 番	田中真理子君	16 番	利光 直人君
17 番	久保 博義君	19 番	工藤 安雄君
20 番	生野 征平君	21 番	佐藤 人已君
22 番	洲野けさ子君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	長谷川澄男君	書記	江藤 尚人君
書記	馬見塚量治君	書記	三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	島津 義信君
総務部参事兼総務課長	佐藤 式男君	財政課長	秋吉 孝治君
総合政策課長	相馬 尊重君	契約管理課長	森山 金次君
税務課長	生野 博文君	市民課長	安部千鶴子君
会計管理者	工藤 浩二君	産業建設部長	佐藤 忠由君
建設課長	麻生 宗俊君	健康福祉事務所長	河野 隆義君
保険課長	小野 啓典君	環境商工観光部長	溝口 博則君
環境課長	生野 重雄君	挟間振興局長	志柿 正蔵君
庄内振興局長	服平 志朗君	庄内地域振興課長	麻生 正義君
湯布院振興局長	古長 雅典君	湯布院地域振興課長	日野 正彦君
教育次長	河野 眞一君	中高一貫教育推進課長	中和田 久君
学校給食センター所長	一法師恵樹君	消防本部総務課長	大久保一彦君

午前 10 時 04 分開会

○議長（**渕野けさ子君**） 皆さんおはようございます。

今年の春は、例年になく雨が少なかったことから、水不足が飲み水だけではなく田植えの農作業にも影響を及ぼし、市においても先週、渇水対策本部を設置するという状況にありましたが、九州南部では、昨日梅雨入りが発表され、また週間天気予報でも梅雨前線が九州付近に停滞する見込みであることから、この水不足もそう遠くないうちに解消されるのではないかと思っているところです。

さて、先の東日本大震災では多くの尊い人命と財産が失われ、私たちがこれまで体験したことのない大惨事となってしまいました。

行方不明者や、その捜索や、がれきの撤去が思い通り進まず、福島原発の事故も収束が見通せない状況にありますが、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第です。

この震災によりまして国の予算が被災地を優先的に配分されそうな状況にあることから、由布市の財政状況に影響が出なければよいがと思っているところです。

さて、本日ここに「平成 23 年第 1 回由布市議会臨時会」が招集されましたところ、議員各位には、公私ともに何かとご多忙のなか、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本臨時会は、承認 3 件・議案 1 件を提案されております。ご審議方よろしくお願い申し上げます。なお、本臨時会においては、節電が全国的に求められていることから、例年よりも前倒しでクールビズ対応としましたので、議員、執行部とも厳粛な中に規律ある議会運営についてよろしくお願いいたします。

それでは本臨時会の開会にあたり、招集者であります市長より挨拶をいただきます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 皆さん、おはようございます。平成 23 年第 1 回臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、公私ともに大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。また、13 日の「県立美術館誘致市民大会」におきましては、議員皆様のご参加をいただき、誠にありがとうございました。大願成就に至りますまで、どうか最後までお力添えをお願いをいたします。

さて、先の大震災から 2 ヶ月半が過ぎましたが、壊滅的な被害と、地域によっては原発事故による放射能汚染から、被災地では、未だに本格的な復興のメドが立たない状況であります。由布市はこれまで、消防職員の派遣や救援物資の搬送、被災者受入態勢の整備等の支援を行って参りました。さらに、自治体への事務支援といたしまして、宮城県名取市等へ職員の派遣も行っているところでありますが、今後もこうした支援につきましては積極的に行って参りたいと思います。

また、市民の皆様からいただきました義援金の金額は、５月１３日現在で、１，７３１万９千円となりました。一段落いたしましたので、先週、共同募金会へ振込をいたしました。募金活動につきましても、引き続き行って参りますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

３月１１日以降、東南海・南海地震に対する危機感も日増しに高まっておりますが、私は、市民が安心して安全に、そして日々笑顔で暮らせることが第一と考えておりますことから、今後起こり得る災害につきまして、あらためまして、万全の態勢を図りたいと考えております。

さて、本臨時会での議案につきましては、慎重なご審議のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申しあげましてご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ただ今の出席議員数は２１人です。定足数に達していますので、ただ今から、平成２３年第１回由布市議会臨時会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第１号により行います。

これから本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（**渕野けさ子君**） まず日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により、３番、甲斐裕一君、４番、長谷川建策君の２名を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（**渕野けさ子君**） 次に日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

日程第３．承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第４．承認第２号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 5. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例」

日程第 6. 議案第 53 号 平成 22 年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について

○議長（淵野けさ子君） 次に、本臨時会に提出されました、日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」から、日程第 6、議案第 53 号、「平成 22 年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」までの 4 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました付議事件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本臨時会でご審議をお願いいたします案件は、承認 3 件、契約議案 1 件でございます。

承認第 1 号から第 3 号までは、平成 22 年度末に公布された国の法令改正によるもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をし、4 月 1 日に施行したものであります。

承認第 1 号「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は、平成 23 年 3 月 31 日までとされていた、振興山村地域、過疎地域等の不均一課税、課税免除に関する適用期間が平成 25 年 3 月 31 日に延長されたことによるものであります。

承認第 2 号「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は、国民健康保険税の医療費の基礎課税賦課限度額を現行の「50 万円」から「51 万円」に、後期高齢者支援金等課税賦課限度額を現行の「13 万円」から「14 万円」に、介護納付金課税賦課限度額を現行の「10 万円」から「12 万円」に引き上げるものであります。

承認第 3 号「由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして」は、平成 23 年 3 月 31 日までであった出産育児一時金「39 万円」について、この支給額を恒久化するものであります。

議案第 53 号「平成 22 年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結につきまして」は、5 月 11 日に要件設定型の一般競争入札を執行した結果、三井造船株式会社東九州支店が、消費税を含む 1 億 2,690 万 2,790 円で落札し、5 月 13 日付けで仮契約を締結いたしましたので、工事請負の本契約を締結いたしたく、「由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

詳細は、担当部長より説明をさせますので、何とぞ慎重なるご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（**渚野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただ今上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、承認第1号について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 総務部長でございます。承認第1号の詳細説明をおこなわせていただきます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成23年5月24日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。

今回の専決処分についてでございますが、平成23年総務省令第25号による山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴いましての条例改正でございます。

中身につきましては、第3条第1項、第6条第1項、第7条第1項中に「平成23年3月31日」までとありますのを「平成25年3月31日」までに改めるというものでございます。条例の施行につきましては、23年4月1日でございます。以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、承認第2号及び承認第3号について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義君**） 健康福祉事務所長でございます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成23年5月24日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

専決処分書。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成23年3月31日、由布市長。記、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成23年政令第44号による地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の改正を行う。

内容について、ご説明をさせていただきます。議案書につきましては、専決処分の承認を求めるものでございます。条例の改正内容につきましては、国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護給付金分の3つで構成をされております。その合算額を世帯主に課税する仕組みになっておりますが、それぞれにおける付加限度額が定められております。この付加限度額を今回の一部改正によりまして、医療給付費分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ1万円、介護給付金分を2万円引き上げています。条例の改正の新旧対照表を次ページ以降に添付をいたしておりますので参考にしてください。条例の施行月日については、平成23年4月1日からとなっております。附則の第2条で経過措置を規定をいたしております。以上でございます。

次に、承認第3号をご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成23年5月24日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

専決処分書。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成23年3月31日、由布市長。記、由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例。平成23年政令第55号による健康保険施行令の一部改正に伴い、条例の改正を行う。

改正条例の内容についてご説明をさせていただきますが、議案書につきましては、専決処分の承認を求めるものでございます。条例の改正内容につきましては、出産育児一時金の支給に関する規定を改正するものです。改正により対象者への支給金額に増減は生じません。改正前の条例では、本則第3条に規定する35万円の支給額を、期間を限定して、39万円支給するよう附則に経過措置として規定をしています。緊急の少子化対策として定められたものですが、この制度を恒久化するため、本則第3条の支給額を改正しております。改正の内容の新旧対照表を次ページに添付をいたしておりますので、お目通しください。条例の、改正条例の施行日は、平成23年4月1日から施行をいたします。附則の第2項に経過措置を規定をいたしております。以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、議案第53号について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。議案第53号について、詳細説明をおこないません。

「平成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」、平

成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年5月24日提出、由布市長。

契約の目的ですが、平成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事でございます。契約の方法、要件設定型一般競争入札。契約金額、消費税を含む1億2,690万2,790円。契約の相手方、大分市末広町1丁目1番18号、三井造船株式会社東九州支店支店長竹下哲哉。次ページに仮契約書、それから、その次のページに入札結果一覧表を掲載しておりますのでお目通しを頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 各議案の、詳細説明が終わりました。お諮りします。

ただ今上程され、議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに、決定しました。

これより審議に入ります。まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今度の改正を見てみると、「23年」を「25年」に改めるということで、2年になってます。これまでずっと2年毎にやられてたなら、記憶にあって当然なんですけど、大体記憶が薄れてるんで、そこ辺仕方ないんですけど、どういうものかというのが中身がよく分からないので、改めてお尋ねします。

一つはですね、3月31日に国会で可決されて、31日同日付けで公示されてるわけですね。ところが、専決書も3月31日で公示されたような専決書になっているんですね。そこ辺がどうもよく分からんのですが、事前にこういうこと分かっていて、もう、議決されたらすぐそういう手続きができるような準備をされてるのかどうか。その辺がまず、一番気になるところで最初に伺いたいと思います。

二つ目は、先ほど言った、その2年毎というのがどうなのか、これまでは、その2年毎にずっとだったのか、今回は緊急やむを得ず震災等のために、とりあえず2年にしたのか、そこ辺をお聞きしたいんですけど。

それと、この法律そのものなんです。山村振興法っていうんですか。振興山村地域に関わる事なんですけども、由布市の場合、挟間にはたぶん無かったように記憶してるんですけども、

広大な森林を抱えている庄内、湯布院は特にその該当があるかと思うんですけど、面積的にですね、その振興計画に含まれている地域というのはどのくらいのヘクタールあるのか、それを教えてほしいと思います。

それと最後にですね、それに関わって、認可法人がこの減免規定を受けるみたいなんですけど、本則は何パーセントの固定資産税かちょっとよく分からないんですけども、初年度、２年度、３年度ということでかなりの軽減がされているかと思うんですけども、そういう適用されている認可法人が由布市内で如何ほどあるのか、それについて以上お伺いしたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） はい。総務部長です。お答えをいたします。

手続につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。そういう準備をしております。なぜ２年かというのはちょっと、保留させてください。それから、該当する地域についてでありますけど、振興山村地域につきましては、庄内町の阿蘇野地域、直野内山地域を含まない阿蘇野地域が対象地域でございます。過疎地域につきましては、庄内町全域です。それから、７条関係の同意集積区域というのは、大分県域全域ということになっております。該当につきましては、平成２１年度まではＡＫシステムという庄内町の会社を対象でしたが、２２年度、２３年度につきましては、該当はございません。以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） いいですか。１２番、西郡均君。

○議員（**１２番 西郡 均君**） あの、湯布院は、別に該当無いんですか。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 湯布院地域については、該当はございません。山村、過疎については該当はございません。はい。それから、先ほど忘れてました軽減の税率ですけど、本則は１００分の１．４パーセントです。軽減税率につきましては、初年度１００分の０．１４となっておりますように、１０分の１ということになります。２年度は２分の１、３年度は４分の３ということで、税率が不均一課税ということになっております。以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） １２番、西郡均君。

○議員（**１２番 西郡均君**） 最後に参考までに、ＡＫシステムっちゅうのは、いわゆる資本金規模でいうと零細事業所になるのか、それとも一定の資本金のあるところになるんでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 一定の資本金というのがどの程度のことをいわれているのかよく分かりませんが、一応、この計画等の中身を見ましても、一定金額のものを取得しないと対象にならないようになっておりますので、その能力があるというふうに思っております。

〔「補足説明があつたら、担当部課長に」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 補足、税務課長ありますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） いつもこの改正が出る時に悩むんですけどね、最高上限はこういうふうに決めんんですけども、最低はですね7割軽減でやっぱり3割分は残るんですね。免除ちゅうのが無いんですね。上限が設定されて、どうして下限も免除等が無いのかちゅうのが、僕、不思議なんです。実は先般の国保の強行値上げをされたわけなんですけども、その添付資料を見ますと、最高所得者というのはかなりいるんですね。国保の中に、加入者で。それを見たら、これを外せばね、そういう人から、今9パーセントといっても、他のもあるから十何パーセントなんです。少なくともそういう人に対しては、かなり取れるのにもかかわらずね、この上限を設定するという意味合いはどこにあるのかちゅうのが、よく私分らないんですけども。そこ辺を教えてほしいんですが。ようするに国保の性格上ですね、先の議会の中でも言いましたけども、その生活非課税分に属する人たちが、いっぱい課税されているわけですね。ところが本来、所得があって十分税負担能力があるにもかかわらず、上限設定をするという根拠が、私にはよく理解できないのですが。そこら辺を分かるように教えていただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**小野 啓典君**） 保険課長です。お答え申し上げます。

まず一点の、上限が定められておりまして、低所得者に対する下限は無いのかということでございますけども、ひとつはやはり、最大限に減額するという事で、先ほど議員さんから申し上げられましたように、7割軽減、所得に応じまして5割軽減、2割軽減というのがござい

ます。やはり応能、応益という比率がございますので、確かに所得が無くても課税されるということになるかと思えます。第二点目の付加限度額の撤廃はということでございますけども、国民健康保険税につきましては、医療費に対する目的税といたしまして、国県負担金や補助金それから公共事業による歳入等の勘案いたしまして、残りの必要とされる収入を国民健康保険税で課税しているという状況でございます。応能原則ですね、結局、医療費を支払うための保険税ということになりますので、ある程度、応能原則の適応にも限界があるという、限度をですね設けておるといふ、解釈されておりますので、課税限度額の引き上げにあたりましては、やはり課税限度額をですね、超える世帯が全体の概ね4割程度という国の基準もございます。それに、さらに医療費の上限とかですね、被保険者の所得増減等に応じて、応能負担の面から被保険者間の均衡を調整するために引き上げるということもございますので、まず目的税としての意味合いがございますので、上限を設けているということでございます。以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 課長は国保のプロですから、素人のね、私たちに分かりやすいような形で教えていただきたいんですけどね。今の説明じゃ、とっとさっぱり分かんので。どうしてその上限を設定する意味合いということが、その、なんか平等性とか言うけども、私に言わしたら社会保障制度だから、基本的には負担できる人が負担してね、負担できない人は負担しないでもいいよというのが本来のあり方だと思うんですよ。ところがさっきも言ったように、負担できない世帯、いわゆるそん、もうそのね、7割なんちゅうのほとんど生活非課税の世帯なんですよ、7割軽減の世帯ちゅうのは。そういうところは本来は、課税しないというのが原則なんです。本則では。但し書きでね。全国の市町村が採用している、そういう人にもできるという方法をたまたま取っているだけというのが、この前、合同新聞に出て、私、初めて知ったんですけどね。そういう状況なんで、ちょっと根本に立ち返らなきゃいかんのかなというふうに思うんですけども。そん、再度。要するに最低の部分とね、最高の部分について、なぜそれが最低は撤廃、免除できなくて、最高はこういうふうに打ち切るのかというのをもう一回教えていただけないですか。平口で、今度は。

○議長（**渕野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**小野 啓典君**） じゃあ、ご説明申し上げます。平口でと申しますとあれなんですけども、一つの事例といたしまして、譲渡所得金額につきましても、国民健康保険税で課税するような形になります。仮に、譲渡所得益が2億あると仮定いたしますと、大体、今、所得割で申しますと14パーセントぐらいとしますと、1,400万ぐらいが税額ということになります。保険税を徴収するにあたりまして、そこまでは制度として求めてないということもござ

いますので、その均衡を保つために限度額を設定してるということでございます。それから、低所得者に対する措置でございますけども、一応、減免の措置もでございます。しかしながら、負担割合につきまして、一定の、一人世帯で申し上げますと、本来60歳でですね、一人世帯と仮定いたしました場合、年税額が5万7,500円という計算になるわけでございますけども、7割相当分を減額いたしますので、7割相当分が4万2,500円減額いたしますと、年間1万7,200円というような形になるかと思えます。応分の負担といたしまして、月に計算しますと、1千2,300円ということになるかと思えますけども、その負担だけはお願いしているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 問題は所得のない人にね、それが月々かかるちゅうことが問題なんです。そういうことも含めて、先の震災で自治体独自の減免措置をやっぱりやれというふうなことがいわれています。震災の現場だけじゃなしにね、全国の市町村でもこういう実態は変わらないわけですから、貧乏人から取り立てる、それは独自の減免条例をね、早急に保険課としても準備して、少なくとも隣の太田市ぐらいのね、対応をするように、早く心がけてほしいと思います。基本的には、こうゆうやり方ちゅうのは、ちょっとまだまだ理解できないんで、それは採決の時に態度で示します。

○議長（淵野けさ子君） 答弁いらないですね。

○議員（12番 西郡 均君） ええ。

○議長（淵野けさ子君） はい。他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案反対者。ありませんか。

〔「ほな、しましろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） はい。この下限が、その撤廃、全然免除ちゅうのがなくてね、上限をこのように設定するちゅう矛盾は先ほど言うたとおりです。それをカバーするのに自治体で、それぞれ独自に市長がですね、減免、市独自の減免規定を作ってますね、適用するということで。唯一、庄内町だけにあったんですけどね。条例は各町に皆ありました。湯布院も庄内も挾間も。ありましたけども、適用して免除するなんちゅうことをやりおったのは、庄内町だけなんすよ。そういう立派な人が、町長さんが市長さんになったとたんにはですね、市独自の減免条例は、前の3町があったにもかかわらず、無くなって今の状態が続いてるんで。こうゆう条例が出るたびに、それはもう本当、痛恨の極みちゅうんですか、考えさせられるんで、早急にですね、担当課に指示してですね、少なくとも前よりも立派な、減免、市独自の減免規定を作るような指示をして、こういう条例改正を行ってほしいというふうにお願いして、私の

反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。本案は、これを承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立、多数です。よって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 一つだけ気になったんですけども、健康保険法施行令っちゅうのが、大正15年の天皇が決めた勅令になってるんですね。こじつけで悪いんですけども、当時の健康保険法ちゅうのはどういうものだったんでしょう。

○議長（**渕野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**小野 啓典君**） 保険課長です。お答えいたします。大変申し訳ありませんけども、そこまでは理解しておりません。申し訳ありません。

○議長（**渕野けさ子君**） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決します。本案は、これを承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立、多数です。よって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市健康保険条例の一部を改正する条例」は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第53号、「平成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 仮契約書についてお伺いします。契約書の文言が訂正されてて、

「二字加入」ということで、請負者だけがハンコがあるんですね。こういう場合、その契約担当者の市長は別に、ハンコは要らないんですかね。

○議長（**渚野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**森山 金次君**） 契約管理課長です。そこまでちょっと確認しておりませんので、持ち返し確認したいと思います。多分、大丈夫だろう、だと思います。

〔「要らん、要らんはずじゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立、多数です。よって、議案第53号、「平成22年度（繰）市道小野屋櫟木線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

—————・—————・—————

○議長（**渚野けさ子君**） 以上で、本臨時会の議事日程は、全て終了いたしました。

市長挨拶。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成23年第1回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました4議案につきまして、真摯なご審議をいただき、ご承認並びにご可決をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、市内におきましては、本格的な農作業のシーズンとなっております。深刻な雨不足から、農業用水の十分な確保が危ぶまれる地域もございますが、この度の雨で少しは良い方向に向かっていると思っております。農業は、由布市の未来を支える、かけがえのない基幹産業でございますから、現在取り組んでおります、由布市地産地消ブランド化事業とともに、今後とも推進をして参りたいと考えております。

今年の夏は、地球温暖化のさらなる影響からか、例年に増して暑さが厳しいとの予報になっておりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、より一層ご活躍されますようお祈りいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

ございました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上をもちまして、本日の第1回臨時会は終了いたしました。

議員各位には健康にご留意のうえ、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げ、閉会にあたりお礼のあいさついたします。

これにて、平成23年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。大変にご苦勞様でございました。

午前10時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員